

葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2 -5 -1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



今できることを確実に！

【管理課】

各学校におかれては、児童生徒や教職員の健康を第一に、学習内容の保障を図るなど、新型コロナウイルス対応に尽力しながら、学校運営を進められていることと推察します。行事の縮小や見直し・削減を行う中でも、今しかできないこと、今やらなければならないことを確実に実践願います。

～新しい生活様式の中での安全・安心な学校を！～

新型コロナウイルス対応を進める中でも、災害はいつ発生するかわかりません。

今年度は避難訓練の方法も検討が必要です。「3密」を防ぐ中で、災害が発生した場合の対応を考えていかなければなりません。「3密」を意識しすぎるあまりに、避難が遅れて児童生徒、教職員がけがを負ってしまうようなことは絶対に避けなければなりません。

各学校が行う手立ても、学校規模、災害の種類・規模など実態に応じて千差万別となります。危機管理の「さしすせそ」を生かして、学校職員はもちろん保護者、地域と共通認識のもと、よりよい対応が図られるようお願いします。



免許更新 令和2年10月15日(木)までに手続きを！

今年度の教員免許更新に係る各種申請手続きの予備締切日は10月15日(木)です。

第1グループの職員は更新講習の受講を済ませ、早めの申請をお願いします。

すでに講習を終えている方、管理職等の免除者も速やかに申請をお願いします。臨時的任用講師、会計年度任用職員の方も更新が必要です。また、新免許状保持者、過去に延期申請をした方、平成21年3月までに栄養教諭免許状を取得した方等は、更新期限が生年月日で割り振られていません。各自で必ず確認をお願いします。最終締切日は令和3年1月29日(金)となっていますが、最終締切日間際の申請で不備があると免許は失効となります。早めの準備・申請をお願いします。

今年度末65歳の方も次年度以降、臨時的任用職員、会計年度任用職員(初任研、妊娠補助、きめ細講師等)等で勤務を希望する方は免許更新が必要です。

また、今年度は新型コロナウイルス対応で、思うように受講が進められなかった場合、特別に延期措置をとることが可能です。詳しくは令和2年6月10日付け教葛事第293号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について(通知)」を参照ください。

第1グループ

昭和30年4月2日～昭和31年4月1日(令和2年度末年齢65歳)

昭和40年4月2日～昭和41年4月1日(令和2年度末年齢55歳)

昭和50年4月2日～昭和51年4月1日(令和2年度末年齢45歳)



新免許状所持者で、有効期間満了日が、令和3年3月31日の方

※免除や延期も必ず申請が必要です。免許更新申請について詳しくは千葉県教育委員会のHPをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/menkyo/koushinsei.html>

「生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開」

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら、学校においても「3つの密」を徹底的に避けつつ教育活動を継続し、子どもたちの健やかな成長を保障しなければなりません。学校の新しい生活様式を導入し、学習の保障に向けて、学習指導と生徒指導を両輪として、教育活動を計画的に進めていくことが大切です。

3か月の休業期間による子どもたちへの影響	新型コロナウイルス感染防止対策による子どもたちへの影響
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の乱れ 体力、集中力、活力の低下 精神的な不安定（自殺・自傷行為等） 規範意識の低下 集団生活への不適応 虐待の疑い など 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における人間関係づくりが難しい マスク着用により表情が見えにくい 身体的距離を確保した上で、教育活動を行わなくてはならない 精神的なストレスが増える など 

こうした現状を踏まえて、学校でできることは…

① 子どもたちが、学級・学校を安心できる居場所であると実感し、学校生活に安心と楽しさを感じられるようにする。


- 児童生徒理解をもとにした、教師と児童生徒との信頼関係の構築
- 子どもたちのSOSが聞こえてくる教育相談の充実
- 子どもたちの変化に気づき、迅速に対応する学校体制の見直し
- いじめの未然防止・不登校児童生徒への支援

「SOSの出し方教育」、中・高校生対象の「SNSを活用した相談事業」の活用や訪問相談担当教員・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携も有効です。


② 子どもたちが自己存在感を実感し、互いの人間関係が安定していると感じられるようにする。

- 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開
- 自分のよさや友達のよさを大切にしよう学級づくり

「わかる授業」の具体的取り組み

- ・子どもたちが興味関心をもつような資料や教材を準備する。
 - ・どの子どもにも発言の機会をつくる。
 - ・間違えても安心な雰囲気をつくる。
- 

「学級づくり」の具体的取り組み

- ・教師は子どもの取り組みを評価し、認め、褒めることで自信をつけさせる。
 - ・子ども同士で、お互いのよさを認め合う場をつくる。（リフレーミングなど）
- 

子どもの笑顔の花咲く学級・学校づくりをともに進めていきましょう。

特別支援教育指導資料（令和2年度版）の活用を

【指導室 特別支援教育班】

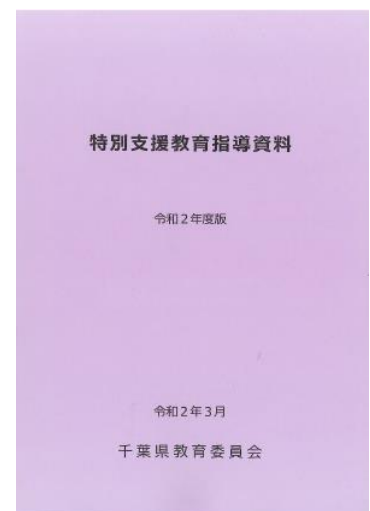
これからの特別支援教育は、特別な場での指導だけでなく、通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための必要な指導や支援を行うことが大切です。また一部の担当者に委ねられるものではなく、全ての学校・全ての教員が、障害のある子供たちへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成を目指していくことが求められるのです。

『特別支援教育指導資料 令和2年度版』まえがきより抜粋

上記内容は、千葉県教育委員会が作成している『特別支援教育指導資料』（右画像）に記載されています。

『特別支援教育指導資料』は、令和2年3月に一部改訂され、令和2年度版として各学校に配付されています。また、千葉県教育委員会のホームページにも掲載され、閲覧・ダウンロードができます。

出席簿や指導要録、個別の教育支援計画や個別の指導計画等、各種記載例も掲載されていますので、本資料を、特別支援教育の「手引書」としてご活用ください。



特別支援アドバイザーの派遣について

本事業は、派遣期間外でもご活用いただけます。派遣を検討している場合には、当教育事務所特別支援教育担当指導主事までご相談ください。

例1：「7月中に子どもの様子を見てほしいけど…」

例2：「8月は派遣期間外だけど、派遣してもらえるのかな…」

例3：「在校時間が短縮されているから、派遣は難しいのかな…」 等